

農地中間管理事業事務実施要領様式集

農地中間管理事業事務実施要領の様式一覧

頁	様式名
1	様式1-1 農用地利用集積等促進計画(集積) の案について(提出)
2	様式1-2 農用地利用集積等促進計画(集積) について(要請)
3~4	様式2 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(集積)
5	様式3 農地中間管理事業の対象農地のリスト
6	様式4 口座振込依頼書兼委任状
7	様式5 委任状
8	様式6 農用地利用集積等促進計画(集積) の認可について(申請)
9	様式7 機構関連農地整備事業説明書
10	様式8-1 農用地利用集積等促進計画(配分) の案について(提出)
11	様式8-2 農用地利用集積等促進計画(配分) について(要請)
12~13	様式9 農用地利用集積等促進計画(配分)
14	様式10 貯金口座振替依頼書
15	様式11-1 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(個人)
16	様式11-2 同(農地所有適格法人)
17	様式11-3 同(農地所有適格法人以外の法人)
18	様式12 農用地利用集積等促進計画(配分) の認可について(申請)
19	様式13-1 農用地利用集積等促進計画(一括) の案について(提出)
20	様式13-2 農用地利用集積等促進計画(一括) について(要請)
21	様式14 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(一括) 手書き
22	様式14 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(一括) システム
23	様式14 共通事項
24	様式15 農用地利用集積等促進計画(一括) の認可について(申請)
25	様式16-1 土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(集積) の特約事項
26	様式16-2 土地改良事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画(配分) の特約事項
27	様式17 一時利用地又は換地の賃料の決定について(通知)
28	様式18-1 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書【地権者用】
29	様式18-2 農用地利用計画の変更申出書兼変更計画書【耕作者用】
30	様式19 集落営農法人賃料変更申出書
31	様式20 農地貸借解約合意書兼通知書
32	様式21 農地貸借解約合意書兼通知書(一括)
33	様式22 農地貸借の解約について(送付)
34	様式23 契約者異動申出書
35~38	様式24 農地の利用状況報告書
39	様式25 貴農業委員会が有する農地台帳記録事項の提供について
40	様式26 農地中間管理機構が中間管理権を有する農地情報の提供について(依頼)
参考様式	
41	参考様式1 相続関係説明図
42	参考様式2 農地貸借契約に係る誓約書
43~48	参考様式3-1 原状回復に関する確認書
49	参考様式3-2 原状回復に関する誓約書
50	参考様式3-3 原状回復に関する連帯保証人承諾書
51	参考様式3-4 農地附属物に関する確認書
52	参考様式4-1 農用地利用集積等促進計画(配分)(又は(一括)) の案の概要について
53~54	参考様式4-2 農用地利用集積等促進計画(配分)(又は(一括)) の案に対する意見書
55	参考様式4-3 農用地利用集積等促進計画(配分)(又は(一括)) の案に対する意見聴取の結果について
56	参考様式5 農地中間管理事業を活用される担い手の皆様へ
57~59	参考様式6 農作業・農産物販売受委託契約書
60	参考様式7 契約者情報の届出
61	参考様式8 農地の貸借契約の終期の通知について【地権者あて用】
62	参考様式9 農地の貸借契約の終期の通知について【耕作者あて用】
63	参考様式10 組織名等変更申出書
64	参考様式11 促進計画(一括) 対象農地一覧(〇〇市(町))

※ 表中の の様式については、「記載例を後段に取りまとめ(P65~83)」で掲載。

記載例

頁		様式名
65	様式2	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）
66	様式4	口座振込依頼書兼委任状
67	様式5	委任状
68	様式9	農用地利用集積等促進計画（配分）
69	様式11-1	賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）
70	様式11-2	同（農地所有適格法人）
71	様式11-3	同（農地所有適格法人以外の法人）
72	様式14	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）手書き
73	様式14	利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（一括）システム
	参考様式	
74	参考様式1	相続関係説明図
75	参考様式2	農地貸借契約に係る誓約書
76～79	参考様式3-1	原状回復に関する確認書
80	参考様式3-2	原状回復に関する誓約書
81～82	参考様式3-3	原状回復に関する連帯保証人承諾書
83	参考様式3-4	農地附属物に関する確認書

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画(集積)の案について (提出)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 2 条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(集積)の案を作成したので、関係書類を添えて提出します。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項に規定される〇〇農業委員会の意見を聴取の上作成しています。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(集積) (様式 2)
(2) 農地中間管理事業の対象農地のリスト (様式 3)
(3) 口座振込依頼書兼委任状 (様式 4)
(4) 委任状 (様式 5)
(5) その他

(注 1) 農地中間管理事業の対象農地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

(注 2) 口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

(注 3) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式 2)で代えることができることとしています。

(注 4) その他は、相続関係説明図(参考様式 1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画(集積)について(要請)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第2条の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(集積)の案及び関係書類を提出しますので、当該農用地利用集積等促進計画(集積)を定めるようお願いします。

なお、当該計画の案については、法第18条第3項に規定される〇〇市町の意見を聴取の上作成しています。

- 添付書類：(1) 利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画(集積)(様式2)
(2) 農地中間管理事業の対象農地のリスト(様式3)
(3) 口座振込依頼書兼委任状(様式4)
(4) 委任状(様式5)
(5) その他

(注1) 農地中間管理事業の対象農地等のリストは、電子データをメールに添付して公社へ送ってください。

(注2) 口座振込依頼書兼委任状は、利用権の種類が賃借権の場合のみ添付してください。

(注3) 委任状は、相続未登記を含め所有権が数人の共有に係る土地の場合のみ添付してください。「農地貸借契約に係る誓約書」(参考様式2)で代えることができることとしています。

(注4) その他は、相続関係説明図(参考様式1)又は遺産分割協議書の写しで、各市町・農業委員会が必要と認めた場合のみの提出です。なお、遺産分割協議書については、所有権が数人の共有に係る土地の場合であって、相続人が提出することに了承された場合のみ添付してください。おって、「農地貸借契約に係る誓約書」提出の場合は添付不要です。

利用権設定申出書兼農用地利用集積等促進計画（集積）



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所（乙）		氏名又は名称		公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長		住所		山口県山口市桜島三丁目2番1号							
	利用権を設定する者の氏名及び住所（甲）		氏名又は名称		□果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) 共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。 [同意印]		住所		電話番号 ()							
利用権を設定する者以外の連絡先 必ずご記入ください(必須)			氏名又は名称		続柄		住所		電話番号 ()							
利用権を設定する農地					設定する利用権					利用権を設定する農地の (甲)以外の権原者等						
所在：市町		現況地目	登記面積(m ²)	登記面積のうち契約面積(m ²)	賃料計算面積(m ²)	利用権の種類	利用の内容	始期	終期	賃料年額(円)物納(kg)	賃料の支払方法	住所	氏名又は名称	権原の種類	同意印	備考
											該当農地が所有者不明となった場合は、借賃は発生しないものとする。					

3

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式2

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(集積)(以下「本計画」という。)に定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 利用権の設定
1の各筆明細に記載された農地(以下「当該農地」という。)の利用権は、本計画の公告により設定される。なお、「所有者不明農地」とは、農地法第32条の「探索を行っても所有者を確知できない農地」に相当する農地のことをいい、この場合賃料は発生しないものとする。
- (2) 賃料の変更
本計画に定めた後に、利用権を設定した者(以下「甲」という。)と転借人(耕作者)が協議し合意され、利用権の設定を受けた者(公益財団法人やまぐち農林振興公社。以下「乙」という。)に甲又は転借人が申出て、乙が適当と認めた場合において額を変更することができる。
- (3) 賃料の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期日までに賃料の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 転貸
乙は、当該農地を甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させる。
- (5) 賃料の減額
やむを得ない事由により収益が減少し、1の各筆明細に定められた賃料の額より少ない収益となり、当該農地の転借人から乙に対しその収益の額に至るまでの減額請求があり、乙が当該賃料を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
- (6) 障害の除去
甲は、地下埋蔵物、土壌汚染、軟弱地盤等、農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえで乙に引き渡すとともに、利用権の存続期間中においては、利用権行使の妨げになる行為を行ってはならない。
- (7) 修繕及び改良
ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 甲は、乙又は転借人の責めに帰することができない事由により生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において当該農地を修繕する。ただし、緊急を要するとき、又は甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは転借人が修繕することができる。この場合において、転借人が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。
ウ 乙は、甲の同意を得て転借人に当該農地の改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には、甲の同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については関係法令等に従い、甲及び乙並びに転借人が協議して定めるものとする。
- (8) 附属物の設置等
ア 転借人が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、甲の同意を得るものとする。また、転借人が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、転借人は甲に対して直接附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、転借人は収去の義務を負わない。この場合、転借人が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、転借人は甲に償還請求することができる。
- (9) 当該農地の返還
ア 利用権が終了したときは、乙はその満了の日から30日以内に、甲に対して当該農地を原状に回復して返還する。ただし、原状回復については、転借人によるものとする。また、災害その他の不可抗力又は当該農地の通常の利用により損失が生じた場合及び修繕又は改良行為により変更された場合は、この限りでない。
イ 乙は(7)のエによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求しない。
- (10) 利用権の終了
天災地変その他甲及び乙並びに転借人の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
- (11) 租税公課等の負担
ア 甲は、当該農地に対する固定資産税その他の租税を負担する。
イ 当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金は、乙が転借人に負担させる。
ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。
- (12) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市町(農業委員会)が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (13) 利用権取得者の責務
乙は、転借人に対し、本計画の定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。
- (14) 利用権の解除
乙は、「農地中間管理事業の推進に関する法律」(平成25年法律第101号)第20条第1項又は第2項に該当するときは、県知事の承認を受けて利用権に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。
- (15) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市町等関係機関及び転貸人に情報提供をする場合がある。
- (16) 機構関連事業について
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (17) 支払場所について
債務履行地としての支払場所は、乙の住所とする。
- (18) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び県・市町が協議して定める。

様式 4

管轄市町: _____

口座振込依頼書兼委任状



契約No.

耕作者:

申出日 年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

契約者

(認印可)

郵便番号	住所	印
氏名		
電話番号		

私【契約者】はすでに(公財)やまぐち農林振興公社に口座を登録済のため、以下の申請は省略します。



※公社にすでに口座を登録済の方はこちらに押印して下さい。

私【契約者】は、公益財団法人やまぐち農林振興公社が支払う農地の賃料を口座振込によって受領したいので、下記の口座への振込を依頼します。

振込口座

金融機関名	本・支店名	
農協 銀行 信用組合	本店・本所 支店・支所 出張所	
預金種目	口座番号(7ケタ 右詰)	
1 普通または営農 ・ 2 当座 ・ 3 貯金		
口座名義人(カタカナ)	()	
ゆうちょ銀行を振込先にご指定の場合 (ゆうちょ銀行の方のみ、ご記入してください)	記号	番号

..... 契約者以外の口座への振込による受領を希望される場合、下記へご記入ください。

委任状

私【契約者】は、下記の者を代理人と定め農地の賃料の受領に関する一切の権限を委任します。

受任者(口座名義人)

住所	郵便番号	電話番号
(フリガナ)		契約者との続柄
氏名		

6

※すでに他の口座登録がある場合、新しく届出された口座にまとめて振込いたします。ご了承下さい。
※お届けいただいた口座情報については、賃料の支払い用途以外には使用しません。

様式 6

番 号
年 月 日

山口県知事 様

公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農用地利用集積等促進計画(集積)の認可について (申請)

農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定に基づき、下記の者との農用地利用集積等促進計画(集積)を認可されるよう関係書類を添えて申請します。

記

整理番号	利用権の設定を行う者の氏名又は名称

(注) 利用権設定対象農地が、県から促進計画の認可・公告の権限移譲を受けている市町の管轄の申請については、山口県知事を市町長に読み替える。

機構関連農地整備事業説明書

〇〇〇〇地区

年 月 日
〇〇市町〇〇〇〇課
公益財団法人やまぐち農林振興公社

1 機構関連農地整備事業について

山口県では、公益財団法人やまぐち農林振興公社が、県知事から農地中間管理機構（以下「機構」という。）の指定を受け、各市町の業務推進の協力を得て、農地の集積・集約化を進める農地中間管理事業に取り組んでいます。

機構関連農地整備事業は、この機構が借り受けている農用地等を対象に、農用地等の所有者や貸付けの相手方の申請によらず、山口県が農業者の費用負担を求めずに農地整備を行うことができる事業です。

機構に15年以上の借受期間を設定して貸し付けた農用地等については、機構関連農地整備事業が行われることがありますので、その内容について説明します。

2 機構関連農地整備事業の内容について

- ① 機構関連農地整備事業の対象となる農用地等は、機構の借受期間が機構関連農地整備事業の計画の決定（公告）時から15年以上あるものです。
- ② 機構関連農地整備事業は、山口県が事業実施主体となって、農用地等の所有者や貸付けの相手方の費用負担を求めずに農地区画整備とそれに付随する農道、農業用排水路、暗渠等の整備を一体的に行う事業です。
- ③ 事業実施地域については、山口県が各市町・地域の農地の状況や担い手への集積・集約化の計画、将来の営農計画等を考慮した上で決定されます。

3 留意事項について

- ① 機構関連農地整備事業が実施された農用地等に係る農用地区域からの除外（農地転用）については、機構の借受期間が満了し除外要件等を満たす場合に限り可能です。
- ② 機構関連農地整備事業が行われた農用地等の所有者が機構への貸付けを、自らの都合で一方向的に解除した場合は、特別徴収金（工事に要した経費の全部）が徴収されます。

上記について説明を受けました。

※ご署名をお願いいたします。

氏名	
----	--

様式 8 - 1

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

市町長

農用地利用集積等促進計画(配分)の案について (提出)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(配分)の案を作成したので、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式 3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式 11-1 又は 11-2 又は 11-3)を添えて提出します。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項及び法施行規則第 12 条第 3 項に規定される〇〇農業委員会の意見を聴取の上作成しています。

様式 8 - 2

番 号
年 月 日

公益財団法人やまぐち農林振興公社理事長 様

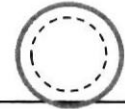
市町農業委員会会長

農用地利用集積等促進計画(配分)について (要請)

山口県農地中間管理事業事務実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(配分)の案、農地中間管理事業の対象農用地等のリスト(様式 3)及び賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等(様式 11-1 又は 11-2 又は 11-3)を提出しますので、当該農用地利用集積等促進計画(配分)を定めるようお願いします。

なお、当該計画の案については、法第 18 条第 3 項及に規定される〇〇市町の意見を聴取の上作成しています。

農用地利用集積等促進計画(配分)



1 各筆明細

整理番号	利用権の設定を受ける者の氏名及び住所(乙)	氏名又は名称	<input type="checkbox"/> 果樹・施設等農地附属物が有る(予定含む) [同意印]	住所	
	利用権を設定する者の氏名及び住所(甲)	氏名又は名称	共通事項(裏面)を了承し、この計画に同意する。 公益財団法人やまぐち農林振興公社 理事長	住所	電話番号 () 山口県山口市桜島三丁目2番1号

利用権を設定する農地					設定する利用権						備考
所在: 市町	現況地目	登記面積(m ²)	登記面積のうち契約面積(m ²)	賃料計算面積(m ²)	利用権の種類	利用の内容	始期	終期	賃料年額(円)物納(kg)	賃料の支払方法	
12										該当農地が所有者不明となった場合は、賃料は発生しないものとする。	

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条に基づく認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。

様式 9

2 共通事項

この農用地利用集積等促進計画(配分)の定めるところにより設定又は移転を受ける権利は、1の各筆明細に定めるもののほか、次の定めるところによる。

- (1) 転貸又は譲渡
1の各筆明細に定める農地中間管理機構(以下「甲」という。)より賃貸借又は使用貸借による権利の設定又は移転(以下「利用権の設定等」という。)を受ける者(以下「乙」という。)は、利用権の設定等を受けた農地(以下「当該農地」という。)について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。
- (2) 賃料の変更
本計画に賃料を定めた後に、乙と地権者が協議し合意され、甲に乙又は地権者が申出て、甲が適当と認めた場合において額を変更することができる。なお、「所有者不明農地」とは、農地法第32条の「探索を行っても所有者を確認できない農地」に相当する農地のことをいい、この場合賃料は発生しないものとする。
- (3) 賃料の支払猶予
甲は、乙が災害その他やむを得ない事由のため支払期限までに賃料の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払を猶予する。
- (4) 賃料の減額
やむを得ない事由により収益が減少し、1の各筆明細に定められた賃料の額より少ない収益となり、当該農地の乙から甲に対しその収益の減少額に至るまでの減額請求があり、甲が当該賃料を減額する場合は、乙は甲に対して減額を請求することができる。減額されるべき額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- (5) 修繕及び改良
ア 当該農地の修繕及び改良が土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づいて行われる場合には、同法に定めるところによる。
イ 地権者は、甲及び乙の責めに帰することができない事由により生じた当該農地の損耗については、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他地権者において修繕することができない場合で地権者の同意を得たときは、乙が修繕することができる。この場合において、乙が修繕の費用を支出したときは、地権者に対してその償還を請求することができる。
ウ 乙は、甲の同意を得て当該農地の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。
エ 修繕費又は改良費の負担及び償還並びに償還すべき有益費については関係法令等に従い、甲及び乙並びに地権者が協議して定めるものとする。
- (6) 附属物の設置等
ア 乙が、当該農地に果樹等の永年作物、ハウス等の農業用施設(以下「附属物」という。)の設置を行う場合には、市町及び農業委員会に事前に相談を行い、地権者の同意を得るものとする。
また、乙が附属物の設置をした場合において、利用権が終了したときは、乙は地権者に対して直接附属物を収去する義務を負い、甲は地権者に対して収去の義務を負わない。
イ アの規定にかかわらず、地権者が附属物を収去しないことに同意している場合に限り、乙は収去の義務を負わない。この場合、乙が支出した費用については、地権者が費用償還に同意している場合に限り、乙は地権者に償還請求することができる。
- (7) 租税公課等の負担
ア 当該農地に対する固定資産税その他の租税は、地権者が負担する。
イ 乙は、当該農地に係る農業保険法(昭和22年法律第185号)に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。
ウ かんがい排水及び土地改良等に必要経常費は、原則当該土地改良区の決定による。
- (8) 利用権の終了
天災地変その他甲及び乙並びに地権者の責に帰すべからざる理由により当該農地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合には、本計画の定めるところにより設定された利用権は終了する。
- (9) 当該農地の返還
ア 利用権が終了したときは、乙は、その満了の日から30日以内に、甲に対して当該農地を原状に回復して返還する。(附属物の取扱いについては(6)による。)ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該農地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。
イ 乙は、法令による権利の行使である場合を除き、当該農地の返還に際し、名目のいかなを問わず返還の代償を請求してはならない。
- (10) 利用権に関する事項の変更の禁止
甲及び乙は、本計画に定めるところにより設定又は移転される権利に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び県が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。
- (11) 権利取得者の責務
ア 乙は、本計画の定めるところに従い、当該農地を効率的かつ適正に利用しなければならない。
イ 乙は、甲から農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定により、利用権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、甲に報告しなければならない。
- (12) 利用権の解除
甲は、当該農地について次のいずれかに該当するときは、当該農地に係る利用権を解除することができる。
ア 当該農地を適正に利用していないと認められるとき。
イ 正当な理由がなくて農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第21条第1項の規定による報告をしないとき。
ウ 正当な理由なく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。
エ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。
- (13) 個人情報の取扱について
本計画の記載内容について、県、市等関係機関及び地権者に情報提供をする場合がある。
- (14) 機構関連事業について
甲が農地中間管理権を有している農地については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがある。
- (15) その他
本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び県が協議して定める。

貯金口座振替依頼書

農協 **支所 御中**

(やまぐち農林振興公社経由)

年 月 日

支 払 先	やまぐち農林振興公社	支払金の 種 類	賃 料
預 金 者	住 所	〒 - (電話 -)	
	フリガナ		※
	氏 名		印
	契約者との続柄	本人 ・ その他 ()	
契 約 者 氏 名			

※ 農協への届出印をお願いします。

私は、上記の賃料をつぎにより口座振替によって支払うこととしたいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

指 定 口 座	農協 支所	種 目	1	口 座 番 号					振 替 日
		普通	当座	その他	1				

記

1. 私が支払うべき賃料について貴組合に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書に記載された金額を貯金口座から引落しのうえ、お支払ください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されても異議ありません。
2. 貯金の引落としにあたっては、当座勘定約定書または貯金規定にかかわらず小切手の振出または、貯金通帳及び貯金払戻請求書の提出はいたしません。
3. 貯金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく請求書を返却されてもさしつかえありません。
4. 貴組合の都合により、振替日の前営業日又は前々営業日に貯金口座から引落されてもさしつかえありません。
5. この契約は、貴組合が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議ありません。
6. この貯金口座振替について、かりに紛議が生じても貴組合の責によるものを除き、貴組合にはご迷惑をかけません。

様式11-1

賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等（個人）

整理番号		氏名又は名称			性別	年齢	歳	農作業従事日数		日		
賃借権の設定等を受ける土地の面積 (A)		賃借権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積 (B)		賃借権の設定等を受ける者の主たる経営作目 (C)	賃借権の設定等を受ける者の世帯員の農作業従事及び雇用労働力の状況 (D)			賃借権の設定等を受ける者の主な家畜の飼育状況 (E)		賃借権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況 (F)		
					世帯員	農業従事者 (うち15歳以上65歳未満の者)		雇用労働力 (年間延労働日数)	種類	数量	種類	数量
農地	m ²	農地	m ²		男	農業専従者	人	人日				
採草放牧地	m ²					主として農業に従事する者	人					
その他	m ²	採草放牧地	m ²		女	農業補助者	人					
賃借権の設定等を受ける者の権利の取得後におけるその行う耕作又は用地の事業が、権利を設定し、又は移転しようとする農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響 (G)					例：地区内の農地の集約化が図られ、効率的な農業経営を行うことができる。							

15

(記載注意)

- (1) 賃借権の設定等を受ける者の農業経営の状況等の記載は、同一公告に係る計画書中、いずれかにその記載があれば、他はその記載を要しない。
- (2) (A) 欄は、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積を記載する。また、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用賃借権の設定、移転が3つ以上ある場合には、それぞれを合算して面積を記載する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (B) 欄は、賃借権の設定等を受ける者の既存の農業経営の面積を記載する。なお、今回の公告に係る計画によって賃借権又は使用賃借権の設定を受ける面積（(A) 欄の面積）は除く。
- (4) (C) 欄は、主たる経営作目を「水稻」、「果樹」、「野菜」、「養豚」、「養鶏」、「酪農」、「肉用牛」、「施設園芸」等と記載する。
- (5) (D) 欄の「農業専従者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね150日以上のを、「農業補助者」とは、自家農業労働日数が年間おおむね60～149日の者をいう。